



日本銀行
政策委員会月報

令和元年8・9月



第839号

- ※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。
- ・ホームページアドレス <http://www.boj.or.jp/>
- ※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
- 引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（9月18・19日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（9月18・19日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月18・ 19日）	2
◆金融政策決定会合の議事要旨（2019年7月29、30日開催分）に 関する件（9月18・19日）	6
(2) 通常会合関係	7
◆参与の推薦に関する件（7月26日）	7
◆政策委員会月報（令和元年7月）に関する件（8月27日）	7
◆令和元年度の職員の給与等に関する件（9月10日）	8
2. 報告事項	18

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（9月18・19日）

本委員会は、令和元年9月18・19日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（9月18・19日）

本委員会は、令和元年9月18・19日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月18・19日）

本委員会は、令和元年9月18・19日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし¹、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめぐりつつ、弾力的な買入れを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. わが国の景気は、輸出・生産や企業マインド面に海外経済の減速の影響がみられるものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとの、基調としては緩やかに拡大している。海外経済は、減速の動きが続いているが、総じてみれば緩やかに成長している。そうしたもとの、輸出は弱めの動きとなっている。一方、企業収益が総じて高水準を維持するなか、設備投資は増加傾向を続けている。個人消

¹ 金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買入れを実施する。

費は、振れを伴いつつも、雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加している。住宅投資と公共投資は、横ばい圏内で推移している。以上のように、輸出は弱めの動きとなる一方、国内需要が増加していることから、鉱工業生産は横ばい圏内の動きとなっており、労働需給は引き締まった状態が続いている。この間、わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台半ばとなっている。予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移している。

3. 先行きのわが国経済は、当面、海外経済の減速の影響を受けるものの、基調としては緩やかな拡大を続けるとみられる。国内需要は、消費税率引き上げなどの影響を受けつつも、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。輸出も、当面、弱めの動きとなるものの、海外経済が総じてみれば緩やかに成長していくことを背景に、基調としては緩やかに増加していくとみられる。消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップがプラスの状態を続けることや中長期的な予想物価上昇率が高まることなどを背景に、2%に向けて徐々に上昇率を高めていくと考えられる^(注2)。

4. リスク要因としては、米国のマクロ政策運営やそれが国際金融市場に及ぼす影響、保護主義的な動きの帰趨とその影響、それらも含めた中国を始めとする新興国・資源国経済の動向、IT関連財のグローバルな調整の進捗状況、英国のEU離脱交渉の展開やその影響、地政学的リスクなどが挙げられる。こうした海外経済を巡る下振れリスクは高まりつつあるとみられ、わが国の企業や家計のマインドに与える影響も注視していく必要がある。

5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。政策金利については、海外経済の動向や消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも2020年春頃まで、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している。今後とも、金融政策運営の観点から重視すべきリスクの点検を行うとともに、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う。特に、海外経済の動向を中心に経済・物価の下振れリスクが大きいもとの、先行き、「物価安定の目標」に向けたモメンタムが損なわれる恐れが高まる場合には、躊躇なく、追加的な金融緩和措

置を講じる^(注3)。

6. このところ、海外経済の減速の動きが続き、その下振れリスクが高まりつつあるとみられるもとで、日本銀行は、「物価安定の目標」に向けたモメンタムが損なわれる惧れについて、より注意が必要な情勢になりつつあると判断している。こうした情勢にあることを念頭に置きながら、日本銀行としては、経済・物価見通しを作成する次回の金融政策決定会合において、経済・物価動向を改めて点検していく考えである。

(注1) 賛成：黒田委員、兩宮委員、若田部委員、布野委員、櫻井委員、政井委員、鈴木委員。反対：原田委員、片岡委員。原田委員は、長期金利が上下にある程度変動しうるものとするのは、政策委員会の決定すべき金融市場調節方針として曖昧すぎるとして反対した。片岡委員は、短期政策金利を引き下げること金融緩和を強化することが望ましいとして反対した。

(注2) 片岡委員は、消費者物価の前年比は、先行き、2%に向けて上昇率を高めていく可能性は現時点では低いとして反対した。

(注3) 原田委員は、政策金利については、物価目標との関係がより明確となるフォワードガイダンスを導入することが適当であるとして反対した。片岡委員は、2%の物価目標の早期達成のためには、財政・金融政策の更なる連携が重要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関係付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2019年7月29、30日開催分）に関する件（9月18・19日）

本委員会は、令和元年9月18・19日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2019年7月29、30日開催分）^{注1}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（9月25日公表）。

(2) 通常会合関係

◆参与の推薦に関する件（7月26日）

本委員会は、令和元年7月26日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、中西 宏明 氏を参与に推薦することを決定した^{注2)}（9月1日、財務大臣より任命）。

◆政策委員会月報（令和元年7月）に関する件（8月27日）

本委員会は、令和元年8月27日、政策委員会月報（令和元年7月）を承認した。

注2) 本件は、本委員会で7月中に決定したのですが、財務大臣による任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

◆令和元年度の職員の給与等に関する件（9月10日）

本委員会は、令和元年9月10日、令和元年度の職員の給与等について、下記のとおり決定した。

記

1. 管理職を除く事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与およびエキスパート職員の月手当については、従業員組合との協議を整えたうえで、「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」（平成10年9月21日決定）^{注3)}の一部を別紙1のとおり改正し、令和元年10月1日から実施すること^{注4)}。
2. 職員の令和元年度の賞与等について、「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日決定）に基づき、次のとおり取り扱うこと^{注4)}。
 - (1) 管理職
5月および11月賞与の支給率を、いずれも2.327か月とする。
 - (2) 管理職以外の職員（エキスパート職員を除く）
従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率（定例給与の改訂による増加分を除く。）を、いずれも2.189か月とする。ただし、5月賞与の支給に当たっては、同年4月の第1営業日の賞与計算基準給与の額に対し、上記1. による定例給与の改訂を反映した場合の増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算するほか、11月賞与の支給に当たっては、令和元年4月から9月までの定例給与の額に対し、上記1. による定例給与の改訂を反映した増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算する。

注3) 「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注4) 日本銀行職員の給与等の概要については、インターネット・ホームページをご参照ください。

(3) エキスパート職員

従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率（月手当の改訂による増加分を除く。）を、いずれも0.992か月（担当者の補助的または定型的事務を職務とする者は0.766か月）とする。ただし、11月賞与の支給に当たっては、賞与計算基準給与の額に対し、上記1. による月手当の改訂を反映した場合の増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算するとともに、令和元年4月から9月までの期間の実働時間に応じて支給される月手当の額に対し、上記1. による月手当の改訂を反映した増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算する。

3. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により改正された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）が施行されることおよびこれに合わせて「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）が適用されることを踏まえ、従業員組合との協議を整えたうえで、「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日決定）を、別紙2のとおり一部変更し、令和2年4月1日から実施すること。

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート
職員の給与支給額、支給割合等」中一部改正

○ 5. を横線のとおり改める。

5. エキスパート職員の月手当

エキスパート職員（専任職及び業務職）の月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

時間給は下表のとおりとする。ただし、下表の金額を下回る時間給を適用することが適当と認められる者に対する時間給の金額は、総裁が別に定める。

(1) 専任職（管理職から再雇用された者）

時 間 給	
	円
4,229	<u>4,233</u>
4,028	<u>4,032</u>
3,827	<u>3,831</u>
3,626	<u>3,630</u>
3,423	<u>3,426</u>
3,222	<u>3,225</u>
3,021	<u>3,024</u>
2,870	<u>2,873</u>

(2) 業務職

イ、事務職員、技術職員
1種または技術職員4
種から再雇用された者

時 間 給	
円	
2,820	<u>2,823</u>
2,720	<u>2,723</u>
2,619	<u>2,622</u>
2,519	<u>2,522</u>
2,416	<u>2,418</u>
2,316	<u>2,318</u>
2,215	<u>2,217</u>
2,115	<u>2,117</u>
2,014	<u>2,016</u>
1,914	<u>1,916</u>
1,813	<u>1,815</u>
1,713	<u>1,715</u>
1,612	<u>1,614</u>
1,512	<u>1,514</u>
1,409	<u>1,410</u>
1,359	<u>1,360</u>
1,309	<u>1,310</u>
1,258	<u>1,259</u>
1,208	<u>1,209</u>
1,158	<u>1,159</u>
1,108	<u>1,109</u>
1,057	<u>1,058</u>
1,007	

ロ、技術職員2種または庶務
職員から再雇用された者

時 間 給	
円	
1,863	<u>1,865</u>
1,763	<u>1,765</u>
1,662	<u>1,664</u>
1,562	<u>1,564</u>
1,459	<u>1,460</u>
1,359	<u>1,360</u>
1,258	<u>1,259</u>
1,208	<u>1,209</u>
1,158	<u>1,159</u>
1,108	<u>1,109</u>
1,057	<u>1,058</u>
1,007	

○ 別表1を横線のとおり改める。

(別表1)

基本資格給(月額)

1. 事務職員および技術職員1・4種

(1) 総合職

資格	基本資格給	
総合2級	634,920	<u>636,390</u>
	563,260	<u>564,590</u>
	509,050	<u>510,270</u>
	458,800	<u>459,920</u>
	407,550	<u>408,570</u>
	370,500	<u>371,440</u>
総合3級	280,660	<u>281,420</u>
	209,600	<u>210,220</u>
	156,820	<u>157,330</u>
	133,460	<u>133,930</u>
	114,190	<u>114,620</u>
	108,080	<u>108,500</u>
	94,890	<u>95,280</u>
	82,710	<u>83,080</u>
	79,670	<u>80,030</u>
	77,630	<u>77,990</u>
	57,330	<u>57,640</u>

(2) 特定職および技術職員 1 種

資格	基本資格給			
	2ブロック 適用者以外		2ブロック 適用者	
副参事 1 級		円		円
	565,890	<u>567,220</u>	574,020	<u>575,370</u>
	509,050	<u>510,270</u>	517,190	<u>518,420</u>
	468,450	<u>469,590</u>	476,570	<u>477,720</u>
副参事 2 級	438,000	<u>439,080</u>	446,110	<u>447,200</u>
	413,630	<u>414,660</u>	420,740	<u>421,780</u>
	364,910	<u>365,840</u>	372,020	<u>372,960</u>
副参事補	340,670	<u>350,570</u>	356,800	<u>357,710</u>
	277,610	<u>278,370</u>	282,680	<u>283,450</u>
	250,210	<u>250,910</u>	255,280	<u>255,990</u>
	208,580	<u>209,200</u>	212,650	<u>213,280</u>
	192,340	<u>192,920</u>	196,410	<u>197,000</u>
	176,110	<u>176,660</u>	180,170	<u>180,730</u>
	175,090	<u>175,640</u>	179,140	<u>179,700</u>
	<u>174,620</u>	178,130	<u>178,690</u>	

資格	基本資格給			
	2ブロック 適用者以外		2ブロック 適用者	
特定書記	159,870	<u>160,390</u>	159,870	<u>160,390</u>
	158,840	<u>159,360</u>	158,840	<u>159,360</u>
	157,830	<u>158,350</u>	157,830	<u>158,350</u>
	156,820	<u>157,330</u>	156,820	<u>157,330</u>
	155,810	<u>156,320</u>	155,810	<u>156,320</u>
	154,790	<u>155,300</u>	154,790	<u>155,300</u>
	128,380	<u>128,840</u>	128,380	<u>128,840</u>
	114,190	<u>114,620</u>	114,190	<u>114,620</u>
	103,010	<u>103,420</u>	103,010	<u>103,420</u>
	94,890	<u>95,280</u>	94,890	<u>95,280</u>
	82,710	<u>83,080</u>	82,710	<u>83,080</u>
	79,670	<u>80,030</u>	79,670	<u>80,030</u>
	77,630	<u>77,990</u>	77,630	<u>77,990</u>
	57,330	<u>57,640</u>	57,330	<u>57,640</u>

(注) 略 (不変)

(3) 一般職および技術職員 4 種

資格	基本資格給	
主 管	円	
	592,280	<u>593,660</u>
	529,350	<u>530,610</u>
	478,600	<u>479,760</u>
	458,300	<u>459,420</u>
	438,000	<u>439,080</u>
副主管	407,550	<u>408,570</u>
	392,320	<u>393,300</u>
	382,170	<u>383,130</u>
	366,950	<u>367,880</u>
	356,800	<u>357,710</u>
	341,570	<u>342,450</u>
	331,420	<u>332,280</u>
	321,260	<u>322,100</u>
	311,110	<u>311,930</u>
主務 1 級	290,810	<u>291,590</u>
	280,660	<u>281,420</u>
	270,510	<u>271,250</u>
	260,360	<u>261,080</u>
主務 2 級	250,210	<u>250,910</u>
	243,100	<u>243,790</u>
	235,990	<u>236,660</u>
	229,910	<u>230,570</u>
副主務 1 級	219,760	<u>220,400</u>
	213,660	<u>214,290</u>
	207,570	<u>208,190</u>

資格	基本資格給	
副主務 2 級	197,420	<u>198,010</u>
	193,360	<u>193,950</u>
	189,300	<u>189,880</u>
副主務 3 級	184,220	<u>184,790</u>
	182,190	<u>182,750</u>
	180,170	<u>180,730</u>
	176,110	<u>176,660</u>
	174,070	<u>174,620</u>
	172,040	<u>172,580</u>
一般書記	166,970	<u>167,500</u>
	164,940	<u>165,470</u>
	162,910	<u>163,440</u>
	160,880	<u>161,400</u>
	158,840	<u>159,360</u>
	156,820	<u>157,330</u>
	154,790	<u>155,300</u>
	152,760	<u>153,270</u>
	123,310	<u>123,760</u>
	114,190	<u>114,620</u>
	97,930	<u>98,330</u>
	94,890	<u>95,280</u>
	82,710	<u>83,080</u>
	79,670	<u>80,030</u>
77,630	<u>77,990</u>	
57,330	<u>57,640</u>	

2. 技術職員 2 種

資格	基本資格給	
		円
作業技師 1 級	539,050	540,270
	488,300	489,420
	468,000	469,080
	447,700	448,740
	437,550	438,570
作業技師 2 級	427,400	428,390
	417,250	418,220
	412,170	413,130
	407,100	408,050
作業技師 3 級	384,750	385,660
	369,520	370,400
	359,370	360,230
	349,220	350,060
作業技師補 1 級	334,000	334,810
	329,950	330,750
	325,880	326,670
	321,820	322,600
作業技師補 2 級	305,580	306,330
	302,530	303,280
	299,500	300,240
	296,450	297,180

資格	基本資格給	
技術員 1 級	278,170	278,870
	276,150	276,840
	274,110	274,800
	272,080	272,760
	270,060	270,740
	265,990	266,660
	263,960	264,630
	261,930	262,590
	259,910	260,570
	257,870	258,530
技術員 2 級	247,720	248,360
	245,690	246,320
	243,660	244,290
	241,630	242,250
	239,600	240,220
	235,540	236,150
	233,510	234,120
	231,480	232,080
	229,450	230,050
	227,420	228,010
	179,720	180,220
	177,680	178,180
	173,610	174,100
	157,380	157,830
139,120	139,540	
128,970	129,370	

3. 庶務職員

資格	基本資格給	
		円
監督庶務 1級	511,650	<u>512,810</u>
	467,850	<u>458,910</u>
	437,550	<u>438,570</u>
	417,250	<u>418,220</u>
	407,100	<u>408,050</u>
監督庶務 2級	396,950	<u>397,880</u>
	386,800	<u>387,710</u>
	381,720	<u>382,620</u>
	376,650	<u>377,540</u>
監督庶務 3級	361,420	<u>362,280</u>
	356,350	<u>357,200</u>
	351,260	<u>352,100</u>
	346,180	<u>347,010</u>
監督庶務補 1級	332,990	<u>333,800</u>
	328,920	<u>329,720</u>
	324,870	<u>325,660</u>
	320,810	<u>321,590</u>
監督庶務補 2級	304,570	<u>305,320</u>
	301,520	<u>302,260</u>
	298,470	<u>299,210</u>
	295,430	<u>296,160</u>

資格	基本資格給	
庶務員 1級	268,020	<u>268,700</u>
	265,990	<u>266,660</u>
	263,960	<u>264,630</u>
	261,930	<u>262,590</u>
	259,910	<u>260,570</u>
	245,690	<u>246,320</u>
	243,660	<u>244,290</u>
	241,630	<u>242,250</u>
	239,600	<u>240,220</u>
	237,570	<u>238,190</u>
庶務員 2級	207,120	<u>207,670</u>
	205,090	<u>205,640</u>
	203,060	<u>203,610</u>
	201,030	<u>201,570</u>
	198,990	<u>199,530</u>
	189,870	<u>190,390</u>
	187,830	<u>188,350</u>
	185,810	<u>186,320</u>
	183,770	<u>184,280</u>
	181,740	<u>182,240</u>
	175,640	<u>176,130</u>
	173,610	<u>174,100</u>
	169,570	<u>170,050</u>
	153,310	<u>153,760</u>
135,040	<u>135,450</u>	
124,890	<u>125,280</u>	

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」中一部変更

- 3. (2) を横線のとおり改める。

(2) 諸手当は、事務職員等に準じて支給する。ただし、住居手当及び昼食は支給しない。

(附則)

この一部変更は、令和2年4月1日から実施する。

2. 報告事項

- 最近の考査結果の概要（金融機構局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

令和元年10月25日

日本銀行政策委員会月報（第839号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
松 下 顕

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1

電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。